【表紙】

 【提出書類】
 訂正発行登録書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成28年 5 月24日

【会社名】 株式会社みずほフィナンシャルグループ

【英訳名】 Mizuho Financial Group, Inc. 【代表者の役職氏名】 執行役社長 佐藤 康博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

【電話番号】東京 03 (5224) 1111 (大代表)【事務連絡者氏名】財務企画部 次長 出口 辰太郎【最寄りの連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号

 【電話番号】
 東京 03 (5224) 1111 (大代表)

 【事務連絡者氏名】
 財務企画部 次長 出口 辰太郎

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】平成28年5月24日【発行登録書の効力発生日】平成28年6月1日【発行登録書の有効期限】平成30年5月31日

【発行登録番号】28 - 関東60【発行予定額又は発行残高の上限】発行予定額30,000億円

【 発行可能額 】 30,000億円 (30,000億円)

(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づ き算出しております。

【効力停止期間】 該当なし

【提出理由】 平成28年5月24日付で提出した発行登録書の「第一部 証券情

報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】 第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置する場合】

1【新規発行社債】

(訂正前) 未定

(訂正後)

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ第9回無担保社債(実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
 記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定(平成28年6月3日に決定する予定。)
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	未定(平成28年6月3日に決定する予定。)
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率 (%)	未定(年0.30%~年0.90%を仮条件とし、当該仮条件により需要状況を勘案した うえで、平成28年6月3日に決定する予定。)
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1.利息の計算期間 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日(以下期限前償還期日という。)。)までこれをつけ、平成28年12月20日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。)後は利息をつけない。 (5)本社債の利息の支払いについては、本項のほか、別記((注)「6.実質破綻時免除特約」)に定める実質破綻時免除特約および別記((注)「7.劣後特約」)に定める実質破綻時免除特約および別記((注)「7.劣後特約」)に定める劣後特約に従う。 2.利息の支払場所別記((注)「15.元利金の支払い」)記載のとおり。
償還期限	平成38年 6 月19日
L .	

1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成38年6月19日にその総額を償還する。 (2) 当社は、払込期日以降、本号 に定める税務事由または本号 に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官
2. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、平成38年6月19日にその総額を償還する。 (2)当社は、払込期日以降、本号 に定める税務事由または本号 に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官
(1)本社債の元金は、平成38年6月19日にその総額を償還する。 (2)当社は、払込期日以降、本号 に定める税務事由または本号 に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官
(2) 当社は、払込期日以降、本号 に定める税務事由または本号 に定める資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官
本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官
の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償 選期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で
期限前償還することができる。
「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債
の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じ
てもかかる損金不算人を回避することができない場合をいう。
「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本
社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入
基準に基づき当社のTier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれが
識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。)をいう。
(3) 本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限
前償還期日より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記((注)「13.社
情権者に通知する場合の公告の方法」)に定める公告またはその他の方法に より社債権者に通知する。
(4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業
日にこれを繰り上げる。
ロにこれを繰り上げる。 (5)本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場
合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受
けたうえで、これを行うことができる。
(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記((注)「6.実質破綻時免
除特約」)に定める実質破綻時免除特約および別記((注)「7.劣後特
約」)に定める劣後特約に従う。
3. 償還元金の支払場所
別記((注)「15.元利金の支払い」)記載のとおり。
募集の方法 一般募集
各計信の全類100円につき全100円とし、払込期日に払込金に振琴充当する。由込
申込証拠金(円) 証拠金には利息をつけない。
申込期間 平成28年6月6日から平成28年6月17日まで
申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日 平成28年6月20日
株式会社証券保管振替機構
振替機関 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保され
担保 ている資産はない。
財務上の特約 本社債には財務上の特約は付されていない。

(注)1.信用格付

本社債について信用格付業者から取得する予定の信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1)株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A + (取得予定日 平成28年6月3日)

入手方法:R&Iのホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジット

コメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付

ニュース一覧」に掲載される予定。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

訂正発行登録書

(2)株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A + (取得予定日 平成28年6月3日)

入手方法: JCRのホームページ(http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載される予定。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3.同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することがある。

4.発行代理人および支払代理人

野村信託銀行株式会社

5.期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

- 6. 実質破綻時免除特約
 - (1) 当社について本(1) に定める実質破綻事由が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項および別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から本(1) に定める債務免除日までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本(注)6において同じ。)の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が当社について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する日をいう。

- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、債務免除日の前日までに本(注)13に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 実質破綻時免除特約に反する支払いの禁止

実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に対して返還する。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払いは、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続 開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに 準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、()本社債に基づく債権、()本(1) 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1) を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()本社債

訂正発行登録書

に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、()本社債に基づく債権、()本(1) 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1) を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) 乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、()本社債に基づく債権、()本(1) 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1) を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) 乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1) 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1) 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、()本社債に基づく債権、()上記(1) 乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1) を除き上記(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1) 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1) 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1) 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

8. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。当社が金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を作成した場合についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、上記(2)に定める報告書および確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、上記(1)および(2)に規定する書面の提出を省略することができる。

9. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社 法において定義され、または定められるものをいう。ただし、会社法第784条または会社法第796条が適 用される場合を除く。)をしようとするとき。

10. 計信管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約(以下管理委託契約という。)の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 上記(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

11.債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

12. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する場合または利益が相反するおそれがある場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- (2) 上記(1)の場合には、当社ならびに辞任および承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる 行為をしなければならない。

13. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告の方法によりこれを行う。

14. 社債権者集会に関する事項

- (1)本社債および本社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)13に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社または社債管理者に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

15.元利金の支払い

訂正発行登録書

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

株式会社みずほフィナンシャルグループ第9回無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)を取得させる際の引受金融商品取引業者および社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定している。

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
計	-

- (注) 1.本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下金商業等府令という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社となる予定のみずほ証券株式会社は当社の子法人等に該当する。みずほ証券株式会社は、当社が95.80%出資する連結子会社である。本社債の発行価格および利率(以下発行価格等という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定である。
 - 2.引受人のうちみずほ証券株式会社は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定である。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称:株式会社みずほ銀行

住所:東京都千代田区大手町一丁目5番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行うが、店舗によっては、募集の取扱いが行われない場合がある。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号